

2023年（令和5年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）8月16日（水）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）8月16日（水）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）8月31日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第5号 市長の権限に属する事務の福山市農業委員会への委任の協議
について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の諮
問に対する答申について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上15名
- 8 欠席委員
なし
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 沼隈出張所長 野田 真之
松永出張所 花田 宏 北部出張所 藤井 勝俊

神 辺 出 張 所
農 業 振 興 課
以 上 1 0 名

板 谷 浩 司
延 平 光 雄

沼 隈 出 張 所 長
農 業 振 興 課

松 原 美 和
羽 原 知 洋

1 1 議事内容

午前 10時00分

| | |
|------------------|---|
| 事務局長 | <p>ただいまから、2023年（令和5年）第8回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p> |
| 会 長 | <p>— 開会挨拶 —</p> |
| 議 長 | <p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，全員出席ですので，本会議は成立します。</p> <p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行いません。</p> <p>議席番号2番 上田 憲一郎（うえだ けんいちろう）委員と議席番号8番 小林 輝仁（こばやし あきひと）委員をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>訂正等はありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 1 番 佐藤 | <p>東部地区の審議内容について，報告します。</p> <p>東部地区では，8月24日の午前8時40分からの現地調査に続き，午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中 6名の出席により，議案第1号2件，議案第3号2件，議案第4号2件，合計6件について審議しました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は，千田町の受人が，東京都葛飾区の渡人から申請地の贈与を受け，経営規模を拡大するものです。</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p> | <p>2番は、千田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、8月25日の午後13時15分からの現地調査に続き、午後4時00分から、市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> |
| | <p>委員10名中10名中全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号4件、合計9件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から6番について報告します。</p> <p>3番は、箕島町の受人が、埼玉県坂戸市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>4番は、内海町の受人が、大阪市大正区の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>5番・6番は関連の案件です。5、6番は、内海町の受人が、大阪府高槻市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、8月25日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号15件、議案第2号1件、議案第3号1件、合計17件について審議いたしました。</p> |
| | <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番から21番について報告します。</p> <p>7番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲り受けて、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番から18番は関連案件です。神村町の受人が、8番で神奈川県藤沢市の渡人から、9番、10番、12番、14番、18番で本郷町</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 7番 岡本 (つづき)</p> | <p>の渡人から、11番、13番、15番、16番、17番で東村町の渡人から、それぞれ譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>19番と20番も関連案件です。山手町二丁目の受人が、柳津町の渡人2人と使用貸借権を設定して、新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>21番は、神村町の受人が、柳津町二丁目の渡人ほか1人と使用貸借権を設定して、新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、8月25日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号12件、議案第2号1件、議案第3号4件、の合計17件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ22番から8ページ33番について報告します。</p> <p>22番は、芦田町の受人が、同町の渡人2名が共有する申請地を譲り受け、果樹や野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>23番は、加茂町の受人が、水呑町の渡人から申請地を譲り受け、果樹や野菜を栽培し新規就農するものです。</p> <p>24番は、住所は神石郡神石高原町ですが、申請地から10メートルの所に住む受人が、渡人2名が共有する申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>25番は、山野町の受人が、安芸郡海田町の渡人から申請地を譲り受け、1194と1195では季節野菜を、1297-1では水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>26番は、駅家町の受人が、同町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、果樹を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>27番は、駅家町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>28番と29番の申請地は、隣接しております。</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>委員 10番 安原 (つづき)</p> | <p>駅家町の受人が、同町の渡人から、それぞれ申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>30番は、大阪に住む渡人2名の持分を地元駅家町の受人へ贈与により持分を受けるものです。引き続き季節野菜を栽培するものです。</p> <p>31番は、本庄町中三丁目の受人が、新市町の渡人から申請地を譲り受け、ビニールハウスで観葉植物を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>32番の申請地は共有名義で、駅家町の渡人と受人の亡き父がそれぞれ持分2分の1ずつ共有しています。今後も受人が水稻栽培していくことから、持分を受けるものです。</p> <p>33番の申請地は、駅家町の渡人と新市町の受人がそれぞれ持分2分の1ずつ共有しています。今後も受人が水稻栽培していくことから、持分を受けるものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、8月24日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」8ページ34番から38番について報告します。</p> <p>34番は、申請地の湯野の畑1筆367㎡について、湯野の渡人から、同町の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>35番は、申請地の西中条の畑1筆421㎡について、廿日市市の渡人から、上竹田の受人が譲り受けて、きゅうり、トマト、黒にんにく等の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>36番は、申請地の下竹田の畑1筆274㎡について、水呑町の渡人から、下竹田の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>37番は、申請地の上御領の田1筆904㎡について、上御領の渡人から、同居の子である受人が贈与により譲り受けて耕作し、農業経</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>委員 13番 山本 (つづき)</p> | <p>営の移譲を図るものです。</p> <p>38番は、申請地の上御領の田1筆442㎡について、大阪市の渡人から、上御領の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、沼隈町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、住</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 4番 野田 (つづき)</p> | <p>宅1棟を建築するものです。場所は、福山市ぬまくま交流館の東、約900メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、2番について報告します。</p> <p>2番は、神村町の受人2人が、親である本郷町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築し、併せてドッグランを設置するものです。場所は、本郷小学校から、南へ約13メートルのところでは、</p> |
| <p>議長</p> | <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ3番について報告します。</p> <p>大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、154枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>場所は駅家東小学校の北200メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ4番と5番について報告します。</p> <p>4番は、大阪市中央区の発電事業を営む法人が、申請地である川南の田1筆1,441㎡を川南の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル170枚を設置して売電をするものです。</p> |
| <p>委員</p> | <p>5番は、上御領の受人が、申請地である上御領の田1筆313㎡を大阪市の渡人から譲り受けて、作業所1棟及び露天駐車場として利用</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>委員 13番 山本 (つづき)</p> | <p>するものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、5番については、既に作業所・露天駐車場としての利用がされていたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>委員 1番 佐藤</p> | <p>議案第3号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、千田町の申請人が、平成8年3月頃から賃貸住宅敷地の一部として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、千田小学校の東、約600メートルです。</p> <p>2番は、曙町の申請人が、昭和49年からアパート敷地の一部として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、曙小学校の北東、約1.2キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>議案第3号「非農地証明について」の3番から6番について報告します。</p> <p>3番は、尾道市向島町の申請人が、平成3年4月頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、内海支所の南西、約2,300メートルです。</p> <p>4番から6番の所有者は同一人です。</p> <p>4番は、大阪府高槻市の申請人が、昭和5年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。</p> <p>場所は、内海中学校跡地の南西、約400メートルです。</p> <p>5番と6番は、昭和58年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、5番は内海町大浦集会所南100メートルです。</p> <p>6番は内海中学校跡地の南西、約700メートルです。</p> <p>なお、3,6番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>議案第3号「非農地証明について」の7番について報告します。</p> <p>7番は、柳津町二丁目の申請人が、昭和54年頃から住宅の庭として利用していたものです。場所は、柳津小学校から北へ、約390メートルのところです。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>委員 7番 岡本 (つづき)</p> | <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の11ページの8番から11番について報告します。 8番の申請地は平成12年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は有磨小学校の南800メートルの所です。 9番の申請地は平成10年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は有磨小学校の南700メートルの所です。 10番の申請地は昭和53年5月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は大谷池の北西500メートルの所です。 11番の申請地は平成5年4月頃から石材店の工場敷地として利用し、現在に至っております。 場所は網引小学校の北1.5キロメートルの所です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、8番、9番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員 挙手 —</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>全員挙手により，議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に，議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 1 番 佐藤 | <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は東深津町の相続人である配偶者が，王子町の2筆1,582㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>2番は東手城町の相続人である子が，同町の3筆1,915㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>どちらも，申請農地は耕作されており，農地として適正に管理されています。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第4号について，原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 全 員 挙 手 —</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手により，議案第4号は原案のとおり決定します。</p> |
| 議 長 | <p>次に，議案第5号「市長の権限に属する事務の福山市農業委員会への委任の協議について」を上程します。</p> <p>農業振興課の職員に説明をお願いします。</p> |
| 農業振興 課職員 | <p>議案第5号 市長の権限に属する事務の福山市農業委員会への委任の協議について説明させていただきます。</p> <p>今回の変更内容の詳細は，議案第5号資料に記載しています。簡単なイメージを示しておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>本年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正により，認定農業者に</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>農業振興 課職員 (つづき)</p> | <p>認定に係る農業経営改善計画の申請事務について改正が行われました。</p> <p>計画の認定申請書に、農地転用が必要な農業用施設の整備を含んでいた場合は、あらかじめ県知事の同意を得たうえで、市が計画を認定した場合には、農地法第4条及び第5条に基づく許可があったものとみなすこととなりました。</p> <p>これは、農業経営改善計画の認定及び農地転用許可の両方を同時に申請しようとする農業者の負担軽減のため、許認可のワンストップ化を図るための改善となります。</p> <p>この知事同意について、広島県は、県の条例を改正し、7月10日付で本市に権限を委譲しました。この同意事務については、既に農業委員会に事務委任されている農地法第4条及び第5条の許可と同様の権限であり、許可権限の一体性を確保する観点から、農業委員会へ事務委任を行おうとするものです。</p> <p>あわせて、現在農業委員会へ委任している利用権設定等促進事業並びに登記の嘱託に関する事務について、法改正により廃止等となりましたが、経過措置により引き続き当該事務が発生することから農業委員会に対する事務委任規則の文言について整理するものです。</p> <p>以上、地方自治法第180条の2の規定により協議させていただきます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問なし —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、異議がないことに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 挙 手 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>挙手多数により、議案第5号について、異議がないことを決定します。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>次に、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の諮問に対する答申について」を上程します。</p> <p>農業振興課の職員に説明をお願いします。</p> |

農業振興
課職員

福山市農業振興課の延平と申します。よろしく申し上げます。

議案第6号に関し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について説明をさせていただきます。

なお、事前にお配りした基本的な構想（案）及び新旧対照表について修正があります。ご迷惑をおかけいたしますが、本日差し替え用修正ページを再度お配りさせていただいておりますので差し替えくださいますようお願いいたします。修正点は、基本的な構想の目標年度を、県が定める基本方針の目標とあわせるため、2032年度（令和14年度）から2030年度（令和12年度）に2年早めたことから、関係する2か所の数字等の変更をお願いするものです。後ほど説明をさせていただきます。

資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についての概要」をご覧ください。

1 概要 です。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」と呼ばさせていただきます。）は、農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成しているもので、県が定める「基本方針」に即して定めています。

農業の担い手である、認定農業者や認定新規就農者の認定基準、目指すべき農業経営の指標、農用地の利用集積に関する事項など、担い手の効率的・安定的な農業経営の育成につながる総合的な取り決めです。

福山市では1995年（平成7年）3月に基本構想を作成し、その後、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」と呼ばさせていただきます。）の改正等による県の基本方針の変更に応じて、概ね5年ごとに変更を行ってきました。（※前回変更は2019年（平成31年）3月）

本年4月1日に基盤法が改正施行され、県の基本方針に即し、市の基本構想を基盤法の改正施行から6か月以内となる9月末日までに変更することが必要となっております。変更においては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第6条に基づき農業委員会へ意見を伺うことが定められており、今回意見聴取をさせていただくものです。

続いて、2 主な変更概要です

基盤法の改正施行に基づいて、地域計画の推進事業など、基本構想へ定めることが必要となる事項について新たに記載するとともに、事業の廃止や時点修正などによる変更を行っており、主な変更概要についてここに述べさせてもらっています。

別冊で、基本構想（案）の資料を用意していますので、この資料に基づき、主な変更概要をご説明させていただきます。

農業振興
課職員
(つづき)

資料には現行の基本構想から変更している部分について下線を引いています。本年4月1日に変更された県の基本方針に即し、福山市農林水産振興ビジョンを反映した構想案としています。

2ページをご覧ください。

上段の「1 本市農業の現状」については、都市近郊型農業としての特産物の生産の記述、また、数値等の時点修正を行うとともに、農地の減少や後継者のなり手がいない現状について記載しています。

下段の「2 効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標」において、新たに「(1)土地利用の確保の目標」の項目を加えています。2021年度(令和3年度)に策定した福山市農林水産振興ビジョンにおいて、「持続可能な土地等の利用計画のもと、高齢化する農林水産業者を支援しつつ、次代の担い手に引き継いでいくことで、稼げる農林水産業を実現する。」とした土地利用の方向性と農業振興地域整備計画に即するとともに、2022年度(令和4年度)に市が行った農地適性調査の結果に基づき、土地の形状・土質・位置・高低差など、土地の適性に応じた土地利用の促進を図ること等について記載しています。

4ページをご覧ください。

上段及び中段部分に、農林水産振興ビジョンに即し、担い手の確保による農地利用や地域雇用創出などの観点から、企業の農業参入を積極的に進める旨を記載しています。

5ページをお開きください。

恐れ入ります、5ページについては、中ほどの、「効率的かつ安定的な農業経営の目標年度及び目標数字に訂正がありますので、差し替えページを準備させてもらっています。5ページについては差し替え分をご覧ください。

中段に認定農業者の育成目標を記載しています。

目標年度は、県の基本方針との整合を図るため、2030年度(令和法人経営においては農業参入企業を年間1社ずつ、8社増の34法人、個人農業者においては、次に述べる認定新規就農者を新たに認12年度)としております。

定農業者へ育成することでの増加分36人と、高齢により現在認定されておられる方が認定辞退されることによる減少分24人を考慮し、12人増の79人とし、合計で113経営体を目標としています。

中段「3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」については、認定新規就農者の確保目標等について記載しています。

下から4行目の確保目標については、

農業振興
課職員
(つづき)

市の基本構想の範となる、県の基本方針では、新規就農者の確保目標を現状の72人から110人へと約1.5倍に増加させる計画となっていることに基づき、市の新規就農者の年間確保目標を、変更前の5人から8人へと増加させる目標としています。

続いて6ページをご覧ください。

中段から「第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」として、9ページまで、本市の認定農業者の主要な営農類型を記載しています。

12ページをお開きください。

恐れ入ります、このページにつきましても、上段の「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農業経営の利用に占める面積のシェアの目標」の表中の目標数字に訂正がありますので、差し替えページを準備させてもらっています。12ページについては差し替え分をご覧ください。

表は、目標年度である2030年度(令和12年度)の担い手への農地集積面積の割合を記載しており、農林水産振興ビジョンに基づき、13%としています。

中段の「2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」については、この度新たに地域計画に促した取組について記載しています。

13ページをお開きください。

13ページから14ページにかけて、「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について記載しています。

基盤法の改正に伴い、新たに地域計画推進事業に関する項目を設け、地域計画の策定に係る農業者等の協議の場の設置方法や、地域計画の策定区域を農業振興地域整備計画の6区分で行っていくこと、などを記載しています。

14ページをご覧ください。

中段の「2 利用権設定等促進事業に関する事項」についてですが、地域計画の策定期限である2025年(令和7年)3月末までは、経過措置として、これまでどおりの利用権設定による農地貸借ができることについて記載しており、経過措置期間が終了後は、農地中間管理機構を通じた農地貸借に一本化されることとなります。

以上、基本構想の変更についての説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 議 長 | 今までの利用権設定に代わる方法はないのか？ 今後、農地法3条許可申請のみとなるか。というのは、書類をたくさん書く必要があったり、添付書類が多いと、農業者には負担になる。今までのような簡素化が大切と思います。 |
| 農業振興 課職員 | 中間管理機構と協議中で、現行は令和7年3月まで移行期間です。基本、相対での貸借は無くなり、中間管理機構が間に入るようになります。 協議の中で、関連書類を削減するよう依頼していく予定です。 |
| 議 長 | 他にありませんか。 |
| 委 員 10番 安原 | 中間管理機構が間に入るのであれば、中間管理が貸付している土地は農業委員の立会は不要なのでは。今は中間管理機構を通して借りている土地でも、耕作放棄されていると、農業委員が呼ばれ立ち会っている。 |
| 事務局長 | 個別のことではなく、地域計画をどのように作っていくかが焦点となります。 全体のエリアを管理し、どう流動化していくかを考えていくようになります。 |
| 議 長 | 他にありませんか。 議案第6号について、諮問のとおり変更することに異議がないことに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 | — 全 員 挙 手 — |
| 議 長 | 全員挙手により、議案第6号は、諮問のとおり変更することに異議がないことを答申します。 |
| 議 長 | 次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 専決処分及び届出等について、ご説明します。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>事務局 (つづき)</p> | <p>議案書（別冊）の13ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、24件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから25ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条7件、5条43件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、26ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、27ページから28ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。</p> <p>次に、29ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問なし —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第8回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は9月29日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> |

事務局長

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。
気をつけてお帰りください。

午前10時55分閉会